

社会福祉
法人 北見市社会福祉協議会

〒090-0065 北見市寿町3丁目4番1号
北見市総合福祉会館内
TEL (0157) 61-8181 FAX (0157) 61-8183
web site <http://www.kitami-shakyo.or.jp>
E-mail chiiki@kitami-shakyo.or.jp

端野支所 〒099-2104
北見市端野町端野25番地
北見市端野総合支所分庁舎内
TEL (0157) 67-6268
FAX (0157) 67-6271

常呂支所 〒093-0210
北見市常呂町字常呂338番地
北見市老人いこいの家内
TEL (0152) 54-1200
FAX (0152) 54-1201

留辺蘂支所 〒091-0002
北見市留辺蘂町東町84番地1
はあとふるプラザ内
TEL (0157) 42-2200
FAX (0157) 67-2078

北見市成年後見支援センターが開設

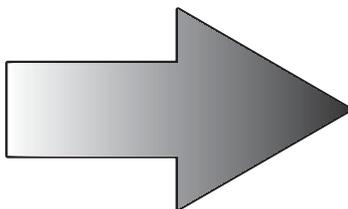
～住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにサポートを～（4・5P）

北見市社会福祉協議会の組織機構の一部が変更

平成26年4月1日より、本所地域福祉課生活支援係が、生活支援課となり2係が設けられました。

変更前

- ◎本所地域福祉課
 - 地域福祉係
 - ボランティア係
 - 生活支援係



変更後

- ◎本所地域福祉課
 - 地域福祉係
 - ボランティア係
- ◎本所生活支援課
 - 生活支援係
 - 権利擁護係

◆新設係の主な所管業務

- 生活支援係 …………… ①生活福祉資金、応急援護資金などの貸付相談業務
②福祉全般に関する相談業務
- 権利擁護係 …………… ①日常生活自立支援事業に関する相談・援助業務
②北見市成年後見支援センターの運営

<問合せ先> 生活支援課生活支援係・権利擁護係 直通番号 TEL(0157)61-8182

● ● もくじ ● ●

- ・平成25年度社協決算報告 …… P 2・3
- ・北見市成年後見支援センター …… P 4・5
- ・事務局より・事業のお知らせ他 …… P 6

第32回北見市ふれあい広場開催!

北見市ふれあい広場は、市内の障がい者団体やボランティア団体が中心となり、子どもや高齢者、障がい者の皆さんが楽しく交流し地域福祉の理解やふれあいの輪を広げることを目的に実施しているもので、今年で32回目を迎えます。

今年は、8月23日(土)・24日(日)の2日間で、サンドーム北見を会場に開催します。車椅子試乗やガイドヘルプ等の体験コーナー、各団体による福祉の周知・啓発、福祉施設や団体等の屋台を予定しています。市民の皆様のご来場を心よりお待ちしております。



この広報紙は赤い羽根共同募金の協力を受けています。

平成25年度 北見市社会福祉協議会 収支決算報告

【一般会計決算】

勘定科目・経理区分		決算額(円)	説明
経常活動による収支	収入		
	会費収入	6,067,360	個人・法人・団体・町内会からの会費
	分担金収入	976,764	福祉ショップ「テルペ」出店施設分担金
	経常経費補助金収入	129,344,580	北見市・北海道社協からの補助金
	受託金収入	150,113,144	北見市・北海道社協等からの受託金
	事業収入	697,880	各種事業への参加費・コピー利用料金
	共同募金配分金収入	11,707,763	北海道共同募金会からの助成金
	介護保険収入	40,153,948	端野デイサービス介護報酬収入・地域包括介護予防支援介護報酬収入
	利用料収入	946,346	生活管理指導員派遣・端野デイサービス利用料
	事業外収入	100,000	実習生受入などに付随して生じる収入
	雑収入	12,698,561	北海道民間共済会退職手当金等
	受取利息配当金収入	92,717	預金利息・配当金
	会計単位間繰入金収入	13,901,895	介護保険事業特別会計等会計単位間における繰入金
	経理区分間繰入金収入	13,826,502	各経理区分間からの繰入金
	経常収入計(1)	380,627,460	
	支出		
人件費支出	243,176,226	職員給与・法定福利費等	
事務費支出	28,897,906	各事業における事務経費	
事業費支出	89,123,458	各事業の経費(高齢者安否確認事業・各種ふれあい事業の実施など)	
共同募金配分金事業費	9,454,106	共同募金の助成金を原資にして行った事業(社協だよりの発行等)	
助成金支出	2,134,000	町内会福祉活動・ふれあい会食事業等への助成金	
負担金支出	997,471	社協入居施設管理等	
経理区分間繰入金支出	13,826,502	各経理区分間からの繰入金支出	
経常支出計(2)	387,609,669		
経常収支差額(3) = (1) - (2)	-6,982,209		
施設整備等による収支	収入		
	施設整備等寄付金収入	360,000	北海道共同募金会からの助成金
	施設整備等収入計(4)	360,000	
	支出		
固定資産取得支出	12,596,916	介護支援ソフト、新会計ソフト購入等	
施設整備等支出計(5)	12,596,916		
施設整備等収支差額(6) = (4) - (5)	-12,236,916		
財務活動による収支	収入		
	積立預金取崩収入	19,737,895	福祉基金積立金取崩、社協運営積立金預金取崩
	財務活動収入計(7)	19,737,895	
	支出		
積立預金積立支出	875,367	各積立金	
財務活動支出計(8)	875,367		
財務活動収支差額(9) = (7) - (8)	18,862,528		
予備費(10)	0		
当期資金収支差額(11) = (3) + (6) + (9) - (10)	-356,597		
前期末支払資金残高(12)	8,793,110		
当期末支払資金残高(11) + (12)	8,436,513	次年度への繰越金	

【障害者総合支援事業特別会計決算】

勘定科目・経理区分		決算額(円)	説明
経常活動による収支	収入		
	障害福祉サービス等事業収入	16,914,086	訪問介護等による介護報酬収入
	受取利息配当金収入	953	預金利息
	経常収入計(1)	16,915,039	
	支出		
	人件費支出	14,412,141	職員給与・法定福利費等
事務費支出	109,536	障害者総合支援事業に係る事務諸経費	
事業費支出	2,191,295	障害者総合支援事業実施に係る事業経費(公用車燃料代等)	
負担金支出	202,067	事務所管理等	
経常支出計(2)	16,915,039		
経常収支差額(3) = (1) - (2)	0		
予備費(10)	0		
当期資金収支差額(11) = (3) - (10)	0		
前期末支払資金残高(12)	0		
当期末支払資金残高(11) + (12)	0	次年度への繰越金	

【介護保険事業特別会計決算】

勘定科目・経理区分		決算額(円)	説明
経常活動による収支	収入		
	介護保険収入	94,738,947	訪問介護等による介護報酬収入
	受取利息配当金収入	2,419	預金利息
	雑収入	220,000	公用車駐車場賃貸料等
	経常収入計(1)	94,961,366	
	支出		
	人件費支出	84,957,787	職員給与・法定福利費等
	事務費支出	4,187,356	介護保険事業に係る事務諸経費
	事業費支出	6,986,617	介護保険事業実施に係る事業経費(公用車燃料代等)
	負担金支出	648,973	事務所管理等
会計単位間繰入金支出	4,295,277	一般会計等への会計単位間繰入金	
経常支出計(2)	101,076,010		
経常収支差額(3) = (1) - (2)	-6,114,644		
予備費(10)	0		
当期資金収支差額(11) = (3) - (10)	-6,114,644		
前期末支払資金残高(12)	26,364,749		
当期末支払資金残高(11) + (12)	20,250,105	次年度への繰越金	

【公益事業特別会計決算】

勘定科目・経理区分		決算額(円)	説明
経常活動による収支	収入		
	受託金収入	1,790,450	サービス利用等の各種計画書作成による受託金
	介護保険収入	49,303,620	居宅介護支援介護報酬収入等
	受取利息配当金収入	984	預金利息
	経理区分間繰入金収入	2,001,179	各経理区分間からの繰入金
	経常収入計(1)	53,096,233	
	支出		
	人件費支出	42,718,730	職員給与・法定福利費等
	事務費支出	2,402,200	公益事業に係る事務諸経費
	事業費支出	5,932,485	公益事業に係る事業経費(公用車燃料代等)
負担金支出	347,468	事務所管理等	
経理区分間繰入金支出	2,001,179	各経理区分間への繰入金支出	
経常支出計(2)	53,402,062		
経常収支差額(3) = (1) - (2)	-305,829		
施設整備等に よる収支	収入		
	施設整備等寄付金収入	0	
	施設整備等収入計(4)	0	
	支出		
固定資産取得支出	189,800		
施設整備等支出計(5)	189,800		
施設整備等収支差額(6) = (4) - (5)	-189,800		
予備費(10)	0		
当期資金収支差額(11) = (3) + (6) - (10)	-495,629		
前期末支払資金残高(12)	10,163,685		
当期末支払資金残高(11) + (12)	9,668,056	次年度への繰越金	

貸借対照表

資産の部		負債の部	
【流動資産】	99,073,798	【流動負債】	53,683,732
【固定資産】	282,300,613	【固定負債】	102,697,072
基本財産	8,781,060	負債の部合計	156,380,804
その他の固定資産	273,519,553	純資産の部	
		【基本金】	4,200,000
		【基金】	109,219,818
		【国庫補助金特別積立金】	1,241,635
		【その他の積立金】	43,987,090
		【次期繰越活動収支差額】	66,345,064
		純資産の部合計	224,993,607
資産の部合計	381,374,411	負債及び純資産の部合計	381,374,411

1. 当期減価償却額 3,912,509円

上記貸借対照表は、一般会計・介護保険事業特別会計・障害者総合支援事業特別会計・公益事業特別会計

※新会計への移行に伴い、この様式での決算報告は今年度限りとなります。

北見市成年後見支援センター

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるように、助言や制度利用にかかる手続きの支援をいたします。

このようなことで困っていませんか？

～財産に関すること～

- ・もの忘れがあり、自分でお金の管理をする事が心配（不安）。
- ・訪問販売や悪質商法の被害を頻繁に受けている。
- ・年金が本人のために使われていない。



～契約に関すること～

- ・福祉のサービスを利用したいが、自分で契約の手続きができない。
- ・施設の入所を考えているが、一人で決めることが不安。



～将来に関すること～

- ・自分に何かあったときに、障がいのある息子の生活が心配…。
- ・身寄りがないので今後のことが不安。



～制度の利用に関すること～

- ・成年後見制度を利用したいが、手続きが難しそう…。
- ・成年後見制度についてくわしく知りたい。



センターの職員が相談に応じます

相談

- 判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。
- 成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について共に考えていきます。
- 相談の内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心して生活できるように支援いたします。



手続き支援

- 「成年後見制度」の利用が必要な方や、そのご家族の方が、制度の利用をしやすくなるよう、関係機関と連携を図りながら解決に向けて支援いたします。



一緒に考えましょう！

普及・啓発

- 住民の方に対して「成年後見制度」の理解を深めるための講演会を行います。
- 地域の福祉活動に従事する方や福祉サービス関係機関に対し、研修会を開催いたします。
- 「成年後見支援センター」の役割や「成年後見制度」を知っていただくためのパンフレットを作成し、広く周知いたします。



市民後見人の養成

- 判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」の養成を行います。



※市民後見人とは…
親族や専門職以外の市民による後見人で、成年後見制度利用者に対し、身近な立場で支援する新たな担い手となります。

【成年後見制度とは】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、必ずしも判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。

本人の意思を尊重しながら契約行為や財産管理などを本人に代わって支援してくれる方を家庭裁判所が選任します。

【日常生活自立支援事業】

高齢者や知的障がい、精神障がいなどにより日常の判断能力に不安のある方が、住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、福祉サービスの利用に関わる支援や金銭管理のお手伝いをする事業です。

▶ 法定後見制度の3種類

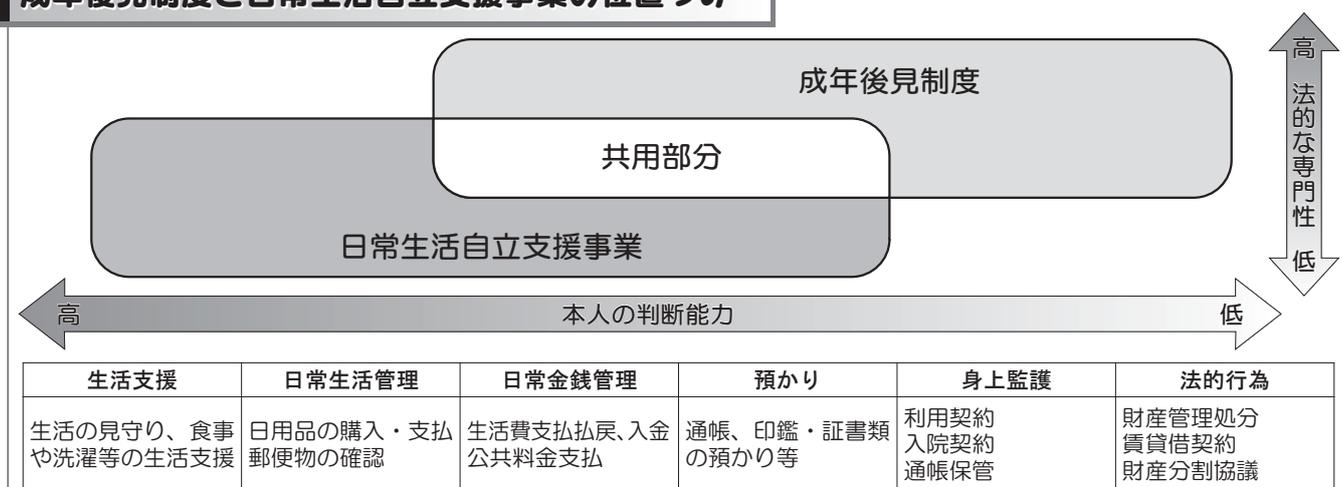
		こ う 後 見	ほ 保 佐	ほ 補 助
対象となる方		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	●財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	●特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く）	—
	申立てにより与えられる権限	—	●特定の事項（※1）以外の事項についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権	●特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		●医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失う、選挙権を失うなど	●医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うなど	—

※1 民法第13条第1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法第13条第1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

成年後見制度と日常生活自立支援事業の位置づけ



重要なお知らせ

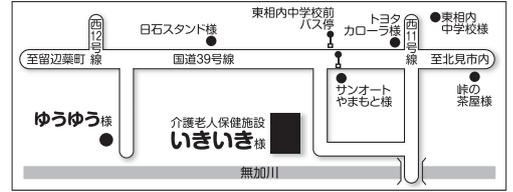
北見市成年後見支援センターの設立にあたり、直通の電話番号とFAXを設置いたします。

北見市成年後見支援センター及び生活支援課に連絡する場合は、右記の番号にお問い合わせください。

- ◆住所：北見市寿町3丁目4番1号
北見市総合福祉会館内
- ◆TEL：(0157)61-8182 FAX：(0157)57-3611
- ◆開所時間：月曜日～金曜日 8時45分～17時30分
祝日、年末年始(12月31日～1月5日)を除く

平成26年度 北見市福祉マンパワー活用講習会のお知らせ

開催日程：平成26年7月27日(日) 10時から14時まで
 開催会場：介護老人保健施設いきいき（北見市東相内町172番地80）
 参加対象者：福祉職場への就職希望者及び福祉に関心のある方
 定員：50名
 参加経費：無料
 内容：



- 【講話】介護老人保健施設いきいき 相談支援課課長 奈良輝久氏、介護課課長 嵐 達也氏
 小規模多機能・グループホームいきいき ホーム長 武田 学氏
 ・「介護老人保健施設」はどのようなところか説明します。（施設概要・職種や仕事内容について）
- 【施設見学】
 ・介護老人保健施設及び小規模多機能ホーム、グループホームを見学します。
 ・施設利用者の状況や介護の内容について説明をうけます。
- 【福祉用具体験】
 ・車椅子や補助具など、直接触れて体験します。どの様な方が利用しているのか、介助方法などを聞くことができます。
- 【昼食】
 ・施設利用者様と同じ食事（内容・形態）を食べて頂きます。（食事代 400円）

申込み締切日：平成26年7月18日(金)
 〈申込・問合せ先〉TEL(0157)22-8046 FAX(0157)61-8183 E-mail:ktm-jinzai@ec3.technowave.ne.jp
 ◎mailおよびFAXによるお申し込みの場合は、必ず氏名、連絡先を記入してください。

平成26年度 高齢者趣味の教室&障がい者社会参加促進事業のお知らせ

高齢者の教養の高揚と生きがいつくりの場の提供を目的に行っている『高齢者趣味の教室』と、障がい者の芸術・文化活動を振興し、社会参加を促すことを目的に行っている『障がい者社会参加促進事業』が総合福祉会館で行われます。（一部除く）

受講料はどちらも無料ですが、教材費がかかる場合は実費負担となります。詳しくは右記をご覧ください、申込み・お問合せください。

＜申込・問合せ先＞ 総務課総務係
 TEL(0157)61-8181

高齢者趣味の教室受講者募集

- ◆募集期間：7月12日(土)～7月19日(土)
- ◆定員：15名(定員になり次第締切)
- ◆開催時間：10時～12時 全15回
 ※満60歳以上の方が対象になります。

講座名	実施期間	講師
絵画教室	8月19日～12月2日 毎週火曜日	田代 巖
籐工芸教室	8月20日～11月26日 毎週水曜日	平 夕 三
陶芸教室	8月21日～12月4日 毎週木曜日	北見陶芸同好会
囲碁教室	8月21日～11月27日 毎週木曜日	本間 東 市
書道教室	8月22日～11月28日 毎週金曜日	菊池 北 鳳

※陶芸教室は高齢者文化会館（北斗町1丁目3）で行われます。



障がい者社会参加促進事業受講者募集

※身体障害者手帳をお持ちの方が対象です。

講座名	実施期間	定員	募集期間
革工芸教室	8月1日～11月14日 毎週金曜日 (全15回 13時～15時)	10名	7月12日(土)～ 7月19日(土)
歌謡教室 (後期)	8月19日～10月28日 毎週火曜日 (全10回 13時～15時)	20名	7月12日(土)～ 7月19日(土)
ダンス教室	9月22日～12月15日 毎週月曜日 (全10回 10時30分～11時30分)	15名	8月16日(土)～ 8月23日(土)

◆事務局より◆

理事・評議員が選任されましたのでお知らせいたします。

<p>【就任】</p> <p>評議員 佐山小廣 評議員 藤本関澤 評議員 穎一隆 評議員 薫治男文氏(町内会自治会) 評議員 氏(町内会自治会) 評議員 氏(町内会自治会) 評議員 氏(学識経験)</p>	<p>【退任】</p> <p>評議員 工竹石佐 評議員 藤田井藤 評議員 一正健智 評議員 正文一幸氏(町内会自治会) 評議員 氏(町内会自治会) 評議員 氏(町内会自治会) 評議員 氏(学識経験)</p>
--	---